

提供日 2026/02/27
タイトル 「交通死亡事故多発警報」を発令！
担当 暮らし・環境部 県民生活局暮らし交通安全課
連絡先 交通安全班
TEL 054-221-2104



「交通死亡事故多発警報」を発令！

県内では、2月21日(土)から2月27日(金)までの7日間で6件の交通死亡事故が発生する異常事態となっています。

このため、静岡県交通安全対策協議会会長(知事)から、県内全域に「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民に対し改めて交通事故防止を呼び掛けるとともに、広報啓発や交通指導取締りの強化を中心とした、緊急対策を次のとおり実施します。

1 期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月8日(日)までの10日間

2 対策の内容

- (1) 広報活動
 - ア ラジオなどによる呼び掛け
 - イ 道路情報板などによる広報
 - ウ 県ホームページ、SNS等における広報
- (2) 警察による交通指導取締りの強化
- (3) 交通安全対策協議会関係団体等への周知

3 交通死亡事故多発警報制度

(1) 目的

県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町及び関係機関・団体が相互に協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的としている。

(2) 発令者

静岡県交通安全対策協議会会長(知事)

(3) 発令の基準

県内において、交通死亡事故が7日間以内に6件以上発生したとき、警察本部長の意見を踏まえて発令する。

4 参考事項

前回の発令は、令和6年12月31日(火)から令和7年1月9日(木)までの10日間であった。

【知事コメント】

令和8年2月21日(土)から2月27日(金)までの7日間に、6件の交通死亡事故が県内各地で発生し、6人の方の尊い命が失われました。

このため、本日2月27日(金)から3月8日(日)までの10日間、県内全域に「交通死亡事故多発警報」を発令し、交通死亡事故防止対策を強化することといたしました。

交通事故は、誰もが被害者、加害者になるおそれがあります。

悲惨な交通事故を1件でも減らすため、警報を機に、県民の皆様一人ひとりが、自発的に交通事故の防止に取り組んでくださるよう、御理解と御協力をお願いいたします。

令和8年2月27日

静岡県交通安全対策協議会
会長 静岡県知事 鈴木 康友